

自由討議の実施に関する協議事項（案） ※他市の実施規定から

1. 目的、趣旨、意義

⇒「合意形成を図るため」「議員間の共通理解を深める」「表決の参考にする」「議論をつくり市民の説明責任を果たす」「論点の明確化」など。

※佐倉市議会基本条例では合意形成を規定

2. 実施方法

①実施会議

⇒本会議と委員会の両方で実施か、委員会のみで実施か。

※佐倉市議会基本条例では本会議と委員会の両方を規定

②討議の対象

⇒議案、請願陳情などに限定するか、特に限定はしないか。

※佐倉市議会基本条例では議案審査を規定

③実施の要件

⇒自由討議の実施は事前に申し出るか、議員発議で行うか。また賛同者が必要かなど。

④実施のタイミング

⇒討論・採決の前に行うのが一般的であるが、討論と討議を一緒に行うところもある。

⑤実施の場（休憩の有無）

⇒会議中に行うか休憩中に行うか。

⑥その他

・執行部の出席

⇒執行部は退席または発言しないところが多い。また自由討議の後、再度執行部に質疑が行えるようにしている。

・制限時間を設定

⇒小平市60分以内、八王子市1人10分、東広島市15分を目安

3. その他（規程の名称・形式）

⇒要綱、要領、運用基準などにより明文化しているところと、申し合わせなどで大まかな流れ、ルールのみ規定しているところがある。